〇水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項

令和元年８月21日

水戸市告示第83号

改正　令和３年３月25日水戸市告示第104号

（趣旨）

1. この要項は，危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため，予算の範囲内

において，危険ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて，水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において「危険ブロック塀等」とは，倒壊の危険性があり，かつ，当該倒壊によって通学路又は水戸市地域防災計画に定める災害時主要道路（以下「通学路等」という。）を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。

　（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，次の各号に掲げる要件の全てを満たす危険ブロック塀等の対象危険部分（倒壊した際に通学路等を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める部分をいう。以下同じ。）の全部の撤去（対象危険部分の一部の撤去をし，又は一部の撤去及び倒壊の危険性への対策をすることにより，通学路等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項の規定により道路とみなされる道路を除く。）を通行する者に危険を及ぼすおそれがなくなると市長が認めるものにあっては，当該一部の撤去又は一部の撤去及び倒壊の危険性への対策）とする。

　(1) 本市の区域内に存すること。

　(2) 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。

　(3) 販売を目的とする土地に存するものでないこと。

　(4) 建築基準法第９条第１項又は第７項の規定による命令の対象となっていないこと。

　(5) 既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。

２　補助事業は，次の各号に掲げる要件の全てを満たす者が施工しなればならない。

　(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第２条第12項に規定する解体工事業者であること。

(2) 市内に本店，支店若しくは営業所を有する者又は市長が特に認める者であること。

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は，補助事業に係る危険ブロック塀等の所有者又は共有者とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助事業に要する経費のうち，対象危険部分の全部の撤去又は一部の撤去に係る経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費の額又は対象危険部分の全部若しくは一部を撤去した部分の延長に１メートル当たり14,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に，３分の２を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）とする。ただし，200,000円を限度とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は，危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて，市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

２　補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物であるときは，前項の規定による申請をする者は，当該申請に関して他の共有者の同意を得なければならない。

３　第１項の規定による申請をする者は，補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は，これを減額して申請しなければならない。ただし，申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は，この限りでない。

（交付の決定）

第８条　市長は，前条第１項の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，補助金の交付を決定したときは，危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，速やかに危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書（様式第３号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。

(2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。

(3) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

２　市長は，前項の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，適当と認めるときは，危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書（様式第４号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　交付決定を受けた者は，補助事業が完了したときは，速やかに危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて，市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条　市長は，前条の規定による報告を受けたときは，報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により，その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し，適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書（様式第６号）により当該報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条　前条の規定による通知を受けた者は，補助金の交付を受けようとするときは，危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の報告等）

第13条　交付決定を受けた者は，消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には，その金額を消費税等仕入控除税額報告書（様式第８号）により，速やかに市長に報告しなければならない。

２　確定した消費税等仕入控除税額が第７条第３項の規定により減じた額を上回る場合は，当該上回る額を市に返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条　市長は，交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

２　交付決定を受けた者は，前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において，当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは，市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第15条　交付決定を受けた者は，補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）

第16条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則（令和元年８月21日水戸市告示第83号）

この要項は，公布の日から施行する。

　　　付　則（令和３年３月25日水戸市告示第83号）

　（施行期日）

１　この要項は，令和３年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項の規定は，この要項の施行の日以後の申請に係る危険ブロック塀等撤去補助金について適用し，同日前の申請に係る危険ブロック塀等撤去補助金の交付については，なお従前の例による。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書

危険ブロック塀等撤去補助金の交付を受けたいので，水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第７条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

１　危険ブロック塀等及び補助事業の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 危険ブロック塀等の所在地 | 水戸市 | |
| 撤去の種別 | □全部撤去　　□一部撤去 | |
| 危険ブロック塀等の概要 | 構造 | □組積造（石造，れんが造等）  □補強コンクリートブロック造 |
| 道路面からの高さ | ｍ |
| 延長 | ｍ  （撤去を行う対象危険部分の延長　　　　ｍ） |
| 補助事業を施工する者 | 住所又は所在地  氏名又は名称  建設業の許可番号又は解体工事業の登録番号 | |
| 補助事業の予定期間 | 年　　月　　日から　　　　 年　　月　　日まで | |
| 補助事業に要する費用の総額 | 円 | |
| 補助事業に要する費用のうち対象危険部分の撤去に要する費用 | 円 | |
| 交付申請額 | 円 | |

２　添付書類

(1) 付近見取り図

(2) 補助事業の内容が分かる書類

(3) 対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し

(4) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては，当該申請に関する他の共有者の同意書

(5) 危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める書類

様式第２号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

水戸市長　　　　　　　　　　印

危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった危険ブロック塀等撤去補助金については，下記のとおり交付することに決定したので，水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第８条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　金　　　　　　　　円

２　交付の条件

(1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項の規定に従うこと。

(2) 前号に違反した場合は，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金について，下記のとおり変更等をしたいので，水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第９条第１項の規定により申請します。

記

１　変更等の内容

２　変更等の理由

様式第４号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

水戸市長　　　　　　　　　　印

危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書

年　　月　　日付けで変更等の申請のあった危険ブロック塀等撤去補助金については，下記のとおり承認したので，水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第９条第２項の規定により通知します。

記

変更等の内容

様式第５号（第10条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金に係る補助事業が完了したので，水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

２　実　績　額　　　　金　　　　　　　　　円

３　添付書類

　(1) 補助事業に係る契約書の写し

　 (2) 補助事業に係る領収書等の写し

(3) 撤去作業中及び補助事業完了後の危険ブロック塀等の写真

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認める書類

様式第６号（第11条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

水戸市長　　　　　　　　　印

危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった危険ブロック塀等撤去補助金については，下記のとおり補助金の額を確定したので，水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第11条の規定により通知します。

記

補助金の確定額　　　金　　　　　　　　　　円

様式第７号（第12条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　　号で確定通知のあった危険ブロック塀等撤去補助金について，補助金の交付を受けたいので，水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第１２条の規定により下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金の振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 預金種目 | 普　通　・　当　座 | | |
| 口座番号 |  | | |
| ﾌ　　ﾘ　　ｶﾞ　　ﾅ |  | | |
| 口座名義人 |  | | |

様式第８号（第13条関係）

年　　月　　日

　　水戸市長　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

消費税等仕入控除税額報告書

年　　月　　日付け　　第　　　号で額の確定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金に係る消費税等仕入控除税額について，水戸市危険ブロック塀等撤去補助金交付要項第13条第１項の規定により，下記のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金の申請時に減額した補助対象経費に係る消費税等

仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した補助対象経

費に係る消費税等仕入控除税額　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

５　添付書類

　　　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し，課税売上割合等が把握できる資料及び特定収入の割合を確認できる資料）